

# 介護福祉士実務者研修養成施設運営基準等に係る Q&A

## <はじめに>

介護福祉士実務者研修事業の目的は、相手方に寄り添い現場で必要とされる介護職員、強い使命感と責任感を持ち社会から必要とされる介護職員を養成することにあります。

本 Q&A は、これから介護福祉士実務者研修の指定を受けようとする事業者向けに作成したのですが、既に介護福祉士実務者研修を実施されている事業者におかれましても、業務の参考となれば幸いです。

## 【参照法令等】

法 : 社会福祉士及び介護福祉士法

施行令: 社会福祉及び介護福祉士法施行令

指定規則: 社会福祉及び介護福祉士養成施設指定規則

運営指針: 社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針（厚生労働省通知）

## <教員に関する事項>

### 1 専任教員

Q -1

専任教員に求められる要件にはどのようなことがありますか。

A-1

専任教員に求められる要件は、教育する内容について相当の学識経験を持ち又は実践的な能力を持つ者として実務者養成施設が認めた者である必要があります。

(運営指針の別添2のⅡ-7-(2)-イ)

### 2 学生の総定員数と専任教員数の計算方法

Q -2

介護福祉士実務者研修について学生の総定員数の区分に応じた教員数はどのように計算しますか。

A-2

専任教員の教員数は学生の総定員数に応じて次の3区分に応じた教員数となります。

①学生の総定員が80人までは3人の専任教員が必要です。②学生の総定員が81人以上200人までの場合、専任教員数の計算式は「 $3 + \frac{\text{学生の総定員} - 80}{40}$ 」人、③学生の総定員201人以上の専任教員数の計算式は「 $6 + \frac{\text{学生の総定員} - 200}{50}$ 」人となります。

(指定規則第7条の2第1号ハ)

### 3 教務に関する主任者に必要な資格等の要件

Q -3

指定規則では「教務に関する主任者」について「専任教員のうち1人は教務に関する主任者」とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う実務者研修教員講習会等を修了していることが必要であり、この他、実務経験等の資格要件が求められるとされていますが、具体的にはどのような資格要件が該当しますか。

A-3

指定規則第7条の2第1号ホ、第7条の2第2号ハでは教務に関する主任者について「専任教員のうち1人は教務に関する主任者」が必要であると規定しております。

また、同条では専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会を修了した方やそれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる方（「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であり、かつ、(1)から(5)のいずれかの資格等を持つことが必要であると定めております。

- (1)介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- (2)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者
- (3)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校等の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者
- (4)法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第4の2に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者
- (5)法附則第2条第1項各号に規定する高等学校等(以下「特例高等学校等」という。)の教員として別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

#### 4 介護課程Ⅲを指導する教員

Q-4

「介護課程Ⅲ」を指導する教員にはどのような要件が求められますか。

A-4

介護課程Ⅲを指導する教員には、A-3と同様に指定規則第7条の2第1号ホの(1)から(5)までの何れかの内容に該当し、かつ、第5条第14号ロに規定する講習会を修了した方やその方と同程度以上の知識及び技能を有すると認められることが求められます。

なお、同等以上の知識及び技能を修得していると認められる場合には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習、指導者養成講習を修了した方を含みます。

(指定規則第7条の2第1号へ及び運営指針の別添2-II-7-(2)ウ)

#### 5 医療的ケアを指導する教員

Q-5

「医療的ケア」を指導する教員にはどのような要件が求められますか。

A-5

医療的ケアを指導する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、5年以上の実務経験が必要となります。

(指定規則第7条の2第1号ト及び運営指針の別添2-II-7-(2)エ)

### <教育に関する事項>

#### 6 修得度の評価の方法と「到達目標に達していない受講者(学生、生徒)」に対する取扱い

Q-6

各科目の修得度の評価の方法はどのように行いますか。

また、受講者(学生、生徒)に対して評価を行った結果、到達目標に達していなかった受講生がいた場合、どのように扱えばよろしいですか。

A-6

修得度の評価は各科目毎に行ってください。また、評価はレポート、紙上演習、小テストなど、適切な方法により行ってください。

また、各科目について評価を行った結果、到達目標に達していないと判断される場合は、課題の再提出及び再評価を行い当該受講生（学生、生徒）が到達目標に達するように努め、レベルアップを図ってください。（運営指針の別添 2-II-8 (6)）

## 7 医療的ケア・基本研修

Q-7

医療的ケア・基本研修の講義は何時間以上必要ですか。また、医療的ケアの演習にはどのようなものがありますか。

A-7

医療的ケア・基本研修について講義の時間数は休憩時間を除いた実時間で 50 時間以上が必要です。医療的ケアの演習は、医療的ケアの種類に応じ、それぞれ次の回数以上の演習を実施してください。

1 喀痰吸引

①口腔 5回以上、②鼻腔 5回以上、③気管カニューレ内部 5回以上

2 経管栄養

①胃ろう又は腸ろう 5回以上、②経鼻経管栄養 5回以上

3 救急蘇生法演習についても 1 回以上の実施が必要です。

なお、基本研修を修了した学生等には、様式 5 による基本研修修了証明書を交付してください。”

（運営指針の別添 2-II-9-(2)及び運営指針の別添 2-I-9-2(1)）

### <学生等に関する事項>

## 8 養成施設の入学（入所）志願者に対する配慮等

Q-8

養成施設の入学（入所）志願者に対してはどのような配慮が必要ですか。

A-8

入学（入所）志願者については可能な限り入学（入所）を認めるよう、特段の配慮をしてください。

（運営指針の別添 2-II-6 (1)）

## 9 出席状況の把握方法

Q-9

受講者（学生、生徒）の出席状況の把握はどのようにしますか。

A-9

受講者（学生、生徒）の出席状況は出席簿等の書類により確実に把握してください。

（運営指針の別添 2-II-6 (2)）

## 10 出席時間数が3分の2に満たさない受講者（学生、生徒）の科目履修の認定の可否

Q-10

受講者（学生、生徒）の中で欠席が多く、科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2に満たない方がいる場合、その科目の履修の認定の取扱いはどのようになりますか。

A-10

指定規則別表第5に基づき編成された各科目の出席時間数が新学校指定規則別表第4の第2に定める時間数の3分の2に満たない方については、当該科目の履修の認定ができません。

出席時間数が不足している場合、科目の履修認定ができないということは、受講者（学生、生徒）があらかじめ知っておく必要がある重要なことなので、学則にはその旨（時間数の3分の2に満たない場合は当該科目の履修の認定ができないこと）を明確に記載しておくことが必要です。

（運営指針の別添2-II-6(3)）

## 11 医療的ケアの科目の履修免除

Q-11.

看護師又は准看護師の資格を持つ受講者（学生、生徒）から医療的ケアの科目の履修免除の申請があった場合、科目履修の免除をしても差し支えないでしょうか。

A-9 看護師又は准看護師の資格を有する受講生（学生、生徒）からの申請に基づき、指定規則の別表第5に示す医療的ケアの科目の履修について免除して差し支えありませんが、その場合、看護師又は准看護師の資格免許証は写しではなく、原本で確認する必要があります。

（運営指針の別添2-II-6(4)）

## 12 入所、卒業、成績、出席状況等に関する書類の取扱い

Q-12

受講者（学生、生徒）の入所、卒業、成績、出席状況等に関する書類の取扱いについて

A-12

受講者（学生、生徒）の入所、卒業、成績、出席状況等に関する書類は本研修の重要性に鑑み確実に保存することが必要です。

（運営指針の別添2-II-6(5)）

## <学則に関する事項>

### 13 学則に記載すべき事項

Q-13

学則にはこういった内容を記載する必要がありますか。

A-13

学則には少なくとも次に掲げる事項を記載してください。

- ①設置目的、②名称、③位置、④修業年限、⑤生徒定員及び学級数、⑥養成課程、履修方法、⑦学年、学期及び休業日、⑧入所時期、⑨入所資格、⑩入所者の選考、⑪入所手続、⑫退学、休学、復学、卒業、⑬学習の評価及び課程修了の認定、⑭入所検定料、入所料、授業料、実習費等、⑮教職員の組織、⑯賞罰

（運営指針の別添2-1-5、運営指針の別添2-II-5）

また、⑬の「学習の評価及び課程修了の認定」についてはA-8の内容の繰り返しになりますが、指定規則別表第5に基づき編成された各科目の出席時間数が学校指定規則別表第4の第2に定める時間数の「3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない」ことを学則に記載する必要があります。

（運営指針の別添2-II-6-(3)）

## ＜変更の承認又は届出を要する事項＞

### 14 知事の承認が必要な変更事項と申請期限

#### Q-14 承認事項

事業運営に関して変更を行う場合、3カ月前に知事に申請し、その承認を受ける必要がある事項いわゆる主務省令で定める承認事項にはどのようなものがありますか。

また、当該承認事項については申請書の他に知事に提出が必要な計画書等は何カ月前までの提出が必要となりますか。

#### A-14

変更を行おうとする3カ月前に知事に申請しその承認を受ける必要があるいわゆる「承認事項」には次のものがあります。

- ①修業年限の変更、②養成課程の変更、③入学定員の変更、④学級数の変更、
- ⑤校舎の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更

(施行令第4条第1項、指定規則第9条第1項、運営指針の別添2-II-4)

なお、上記の事項に係る「設置計画書等」の提出は原則として9カ月前までに知事に提出する必要があります。

(施行令第4条第1項、指定規則第9条第1項、運営指針の別添2-II-3)

### 15 変更に係る届出事項と届出期限

#### Q-15

変更があった日から1カ月以内に知事に届出なければならない事項（届出事項）には具体的にはどういった内容のものがありますか。

A-16 変更があった日から1カ月以内に知事に届出なければならない「届出事項」には次のものがあります。

- ①設置者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地、②養成施設の名称、③養成施設の所在地
- ④学則（修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。）
- ⑤教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（専任教員に関する事項に限る。）
- ⑥実習施設及び実習指導者
- ⑦面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- ⑧課程修了の認定の方法

(施行令第4条第2項、指定規則第9条第2項)

### 16 第5条報告

#### Q-16 第5条報告

毎学年度開始後2カ月以内に知事に報告しなければならない施行令第5条の報告事項には、どういった内容のものがありますか。

#### A-17

指定養成施設等の設置者は毎学年度開始後2月以内に主務省令で定める事項を主務大臣（知事）に確実かつ遅滞なく報告する必要があります。

また、令第5条に規定する報告事項としては、次のものがあります。

- ①当該学年度の学年別生徒数、②前学年度における教育実施状況の概要
- ③前学年度における教員及び実習指導者の異動（実習指導者の異動については法第7条第2号

若しくは第3号若しくは第40第2項第1号から第3号までに規定する養成施設に限る。)

④前学年度の卒業生数

(施行令第5条、指定規則第10条、運営指針の別添2-I-11(4))

<情報開示に関する事項>

17 情報の開示

Q-17 情報の開示

情報の開示に当たってはこういったことに注意すれば良いでしょうか。

A-17 情報の開示に当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供し、インターネットにより開示した情報は定期的に更新する必要があります。

(運営指針の別添2-I-10(2))

ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在しないことや実務者研修の性格上、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることから介護実習及び卒業生の進路に関する情報については、情報開示の対象外とする必要があります。

(運営指針の別添2-II-10)

## Q&A で参照した根拠法令及び指針等の内容（抜粋）

### (Q-1関係) 専任教員

#### 運営指針の別添2-II-7(2)イ

新学校指定規則第7条の2第1号ハ（同条第2号ロを含む。）の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者学校が認めたものであること。

### (Q-2関係) 学生の総定員数と必要な専任教員数

#### 指定規則第7条の2第1号ハ

別表第5に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に掲げる学生の総定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

#### 別表第二

学生の総定員	専任教員数
80人まで	3人
81人から200人まで	3人+ (学生の総定員-80人) / 40
201人以上	6人+ (学生の総定員-200人) / 80

### (Q-3関係) 教務に関する主任者の要件

#### 指定規則第7条の2第1号ホ、第7条の2第2号ハ

専任教員のうち1人は教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であって、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

- (1) 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- (2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者
- (3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校等の教員として別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者
- (4) 法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第4の2に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者
- (5) 法附則第2条第1項各号に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

### (Q-4関係) 介護課程Ⅲを教授する教員要件

#### ①指定規則第7条の2第1号ヘ

介護課程Ⅲを教授する教員は、同条の2第1号ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、かつ、第5条第14号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の

知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

**②運営指針の別添 2-Ⅱ-7 (2) ウ**

**ウ 介護過程Ⅲ**

介護福祉士実習指導者講習修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第7条の2第1号ホ(1)から(5)(同条第2号ハを含む。)のいずれかに該当する者であること。

なお、同号へ(同条第2号イにおいて準用する場合を含む。)の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとする。

**(Q-5 関係) 医療的ケアを教授する教員要件**

**①指定規則第7条の2第1号ト**

医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者を置くこと。

**②運営指針の別添 2-Ⅱ-7 (2) エ**

**エ 医療的ケア**

養成施設指定規則第7条の2第1号ト(同条第2号イにおいて準用する場合を含む。)の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Ⅰの7の(4)と同様であること。

**(Q-6 関係) 修得度の評価の方法と「到達目標に達していない受講生」の取扱い**

**運営指針の別添 2-Ⅱ-8 (6)**

科目ごとに修得度の評価を行うこと。評価はレポート、紙上演習、小テストなど、適切な方により行うこと。また、各科目について評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行うこと。

**(Q-7 関係) 医療的ケア・基本研修の時間数及び演習の回数等**

**①運営指針の別添 2-Ⅱ-9 (2)**

養成施設指定規則別表第5備考2に規定する講義の時間数及び演習並びに同表備考3に規定する実地研修の回数及び条件については、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

(略)各養成施設においては、実地研修を修了した学生等に対して、様式5による実地研修修了証明書を交付すること。

**②運営指針の別添 2-Ⅰ-9 の2(1)**

基本研修(新養成施設指定規則別表第4備考2又は別表第5備考2に規定する講義及び演習をいう。以下同じ。)に関する事項

**ア 講義に関する事項**

講義の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上とすること。

**イ 演習に関する事項**

医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習



<p>を実施すること。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。</p> <p>(ア) 喀痰吸引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔 5回以上、・鼻腔 5回以上、・気管カニューレ内部 5回以上</li> </ul> <p>(イ) 経管栄養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃ろう又は腸ろう 5回以上、・経鼻経管栄養 5回以上</li> </ul>
<p><b>(Q-8 関係) 入所(入学)志願者に対する配慮</b>  <b>運営指針の別添 2-II-6 (1)</b>  入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。</p>
<p><b>(Q-9 関係) 受講生(学生、生徒)の出席状況の把握</b>  <b>運営指針の別添 2-II-6 (2)</b>  生徒の出席状況は、出席簿等の書類により確実に把握すること。</p>
<p><b>(Q-10 関係) 出席状況数が所定の時間数に満たない受講生(学生、生徒)の科目認定の取扱い</b>  <b>運営指針の別添 2-II-6 (3)</b>  指定規則別表第5に基づき編成された各科目の出席時間数が新学校指定規則別表第4の第2に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。  また、学則にその旨が明記されていること。</p>
<p><b>(Q-11 関係) 医療的ケアの科目の履修免除の方法</b>  <b>運営指針の別添 2-II-6 (4)</b>  看護師または准看護師の資格を有する生徒については、生徒からの申請に基づき指定規則別表第5に示す医療的ケアの科目の履修について、免許証原本を確認の上免除して差し支えないこと</p>
<p><b>(Q-12 関係) 入所(入学)、卒業、成績、出席状況に関する書類</b>  <b>運営指針の別添 2-II-6 (5)</b>  入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること</p>
<p><b>(Q-13 関係) 学則に記載すべき事項</b>  <b>運営指針の別添 2-II-5</b>  法第40条第2項第5号に規定する養成施設の学則に関する事項は、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。</p> <p><b>運営指針の別添 2-1-5</b>  学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。  ア 設置目的、イ 名称、ウ 位置、エ 修業年限、オ 生徒定員及び学級数、カ 養成課程、履修方法、キ 学年、学期及び休業日、ク 入所時期、ケ 入所資格、コ 入所者の選考、サ 入所手続、シ 退学、休学、復学、卒業 ス 学習の評価及び課程修了の認定、セ 入所検定料、入所料、授業料、実習費等、ソ 教職員の組織、タ 賞罰</p>

**(Q-14 関係) 都道府県知事の承認事項**

• **施行令第4条第1項**

養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設(以下「指定養成施設等」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第8条において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。

• **指定規則第9条第1項**

令第4条第1項(令第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員及び学級数に関する事項に限る。)、同条第一項第八号に掲げる事項又は同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項とする。

• **運営指針の別添 2-II-3**

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の9か月前まで(当該学校が法第40条第2項第1号から第4号までの規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合における設置に係る届出期限については、設置日の8か月前まで)の提出でよいこと。

• **運営指針の別添 2-II-4**

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の3か月前までの提出でよいこと。

**(Q-15 関係) 変更に係る届出事項と届出期限**

• **施行令第4条第2項**

指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に主務大臣に届け出なければならない。

• **指定規則第9条第2項**

令第4条第2項(令第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第5号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)、同項第7号に掲げる事項(専任教員に関する事項に限る。)、同項第10号イ若しくはロに掲げる実習施設等若しくは市町村若しくは介護実習施設等に関する事項、同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項又は同条第4項第3号若しくは第4号に掲げる事項とする。

**(Q-16 関係 第5条報告)**

• **施行令第5条**

指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

• **指定規則第10条**

令第5条(令第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別生徒数
- 二 前学年度における教育実施状況の概要
- 三 前学年度における教員及び実習指導者の異動（実習指導者の異動については、法第7条第2号若しくは第3号若しくは第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設に限る。）
- 四 前学年度の卒業者数

**(Q-17 関係 情報の開示)**

**・運営指針 別添2-II-10**

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。

**・運営指針 別添2-I-10(2)**

情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

